

建設常任委員会に付託された事件について、審査した結果を御報告いたします。

議案第 1 号 平成 27 年度岩国市一般会計補正予算（第 3 号）

議案第 15 号 平成 28 年度岩国市一般会計予算

以上 2 議案のうち、当委員会所管分は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

議案第 5 号 平成 27 年度岩国市簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 6 号 平成 27 年度岩国市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 7 号 平成 27 年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 8 号 平成 27 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 12 号 平成 27 年度岩国市水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 13 号 平成 27 年度岩国市工業用水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 14 号 平成 27 年度岩国市下水道事業会計補正予算（第 2 号）

議案第 20 号 平成 28 年度岩国市簡易水道事業特別会計予算

議案第 21 号 平成 28 年度岩国市農業集落排水事業特別会計予算

議案第 22 号 平成 28 年度岩国市特定地域生活排水処理事業特別会計予算

議案第 23 号 平成 28 年度岩国市周東食肉センター事業特別会計予算

議案第 27 号 平成 28 年度岩国市駐車場事業特別会計予算

議案第 28 号 平成 28 年度岩国市水道事業会計予算

議案第 29 号 平成 28 年度岩国市工業用水道事業会計予算

議案第 31 号 平成 28 年度岩国市下水道事業会計予算

議案第 70 号 岩国市簡易水道条例の一部を改正する条例

議案第 74 号 岩国市営改良住宅条例の一部を改正する条例

議案第 76 号 岩国市水道事業等の設置等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 77 号 岩国市小規模下水道基金条例を廃止する条例

議案第 99 号 市道路線の認定について

以上 20 議案は、慎重審査の結果、原案妥当と認め可決すべきものと決しました。

それでは、審査の状況について、御報告いたします。

議案第 15 号 平成 28 年度岩国市一般会計予算のうち、当委員会所管分の審査におきまして、衛生費の清掃費のごみ焼却処理施設建設事業費に関し、委員中から、「当該施設の建設場所が、日の出町の海岸線沿いであり、中でも余熱利用施設や多目的広場など市民が訪れる施設については、海と隣接するところへ予定されているようだが、津波対策はどのように考えているのか。また、先般発表された岩国市津波ハザードマップとの兼ね合いはどのようになっているのか」との質疑があり、当局より、「建設場所には、県において標高約 4.7メートルの堤防が整備されていることに加え、地盤の高さについては標高 3.5メートル、一部箇所については 5.5メートルまでかさ上げを行っているほか、工場棟の 1階シャッター部分にも、浸水対策を施すこととしている。ハザードマップや県において発表された南海トラフ巨大地震発生時の想定最高津波水位については、標高 3メートルとされていることから、対応は可能となるものと考えている」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「台風や高潮時には、搬入経路に設置されている防潮堤が閉鎖され

ることがあるが、その場合のごみの搬入はどのように対処するのか」との質疑があり、当局より、「防潮堤閉鎖時は、市道今津町32号線及び企業所有地を經由してごみの搬入を行う予定であり、企業所有地の通行に関しては、企業側と協議を行い、おおむね了解を得ているところである。」との答弁がありました。

続いて、委員中から、「岩国港臨港道路が完成するまでは、東地区を通行してごみの搬入を行うものと考えているが、その進捗状況はどうなっているのか。また、東地区の住民の方々から、可能な限り臨港道路を通行してごみの搬入を行ってほしいという要望があるが、早期完成のために市として何か努力をしているのか」との質疑があり、当局より、「臨港道路については、装束ふ頭から岩国港ポートビルまでの区間が本年度中に完成し、残りの区間も含めた事業完了は平成32年度と伺っている。本来、この道路は、ごみ搬入のためのものではないが、東地区においては工場へ出入りするトラック等の往来もあることから、事業の目的達成のためにも、市から国に対し、事業の推進を強く要望しているところである」との答弁がありました。

次に、土木費の道路橋りょう費の道路維持費に関し、委員中から、「市内の道路においては、地域住民だけでなく、不特定多数の方により利用されいながら、様々な事情から市道認定をされていない私道があるが、それらの多くは地元自治会等の負担により維持管理が行われている。これらは全市的なものでもあり、地域のインフラを整備する意味合いからも、市が積極的に問題解決に取り組むべきではないのか」との質疑があり、当局より、「従来から、私道については、一定のルールのもと整備が進めてこられたこともあり、その要件を変更するとなると、以前整備されたところとの公平性を欠くことになりかねない。一番ネックとなるのは、私道内に筆界未定地があることにより所有権が確定できないことであると認識しているが、その解消に向けて、こういった手法があるかなどの相談には今後とも応じてまいりたい」との答弁がありました。

これを受けて委員中から、「ぜひこれからも、困っている地域の方々の相談にのっていただきたい。また、筆界未定や、それ以外の問題についても、積極的にかかわって、アドバイス等をしていただくという方向でやっていただきたい」との意見がありました。

本議案のうち、当委員会所管分につきましては、慎重審査の結果、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、そのほかの案件につきましては、特に申し上げるべきことはございません。

以上で、建設常任委員会の審査報告を終わります。